

第5節 都市環境 快適な都市環境の創造

[1] 環境の状況

全ての市民が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を確保することが必要です。このような環境を基盤においてまちづくりの考え方を、本市では「環境まちづくり」と呼んでいます。特に、長期的にまちの環境を左右する都市開発には、「環境まちづくり」が重要となります。

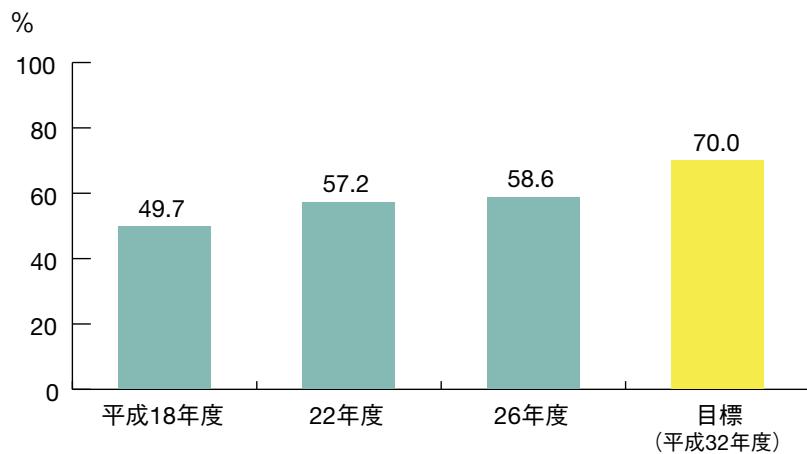
本市は、都市計画に関する制度、良好な景観づくりを誘導する方策、環境配慮事項を定めた指針、独自の環境影響評価手続などの活用による開発事業

の誘導や、自動車に過度に依存しない交通環境の整備などにより、低炭素社会の構築を見据えた、より快適で美しいまちなみが創造されるよう取り組んでいます。

4年に1度実施している市民意識調査において、まちなみが美しいと感じる市民の割合は、平成26年度（2014年度）調査時点では58.6%となっており、平成18年度（2006年度）調査時点の49.7%から増加しています。今後もその割合が増加するよう、取組を継続します。

代表指標の進捗状況

まちなみが美しいと感じる市民の割合*



* 吹田市市民意識調査

指標の進捗状況

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値
住み続けたいと思う市民の割合		69.1%		80 %
		(平成26年度吹田市市民意識調査)		
鉄道・バスなどの公共交通網の便利さ満足度		65.1%		↗
		(平成26年度吹田市市民意識調査)		
コミュニティバス1便当たりの乗車人数	17.7 人	19.1 人	20.3 人	↗
移動経路のバリアフリー化率	49.1%	50.9%	52.1%	100 %

[2] 施策

■ 景観

(1) 景観

「景観」は風景や景色といった意味ですが、「まちの景観」というと、先人がつくりあげてきた歴史や文化、今の私たちの暮らし方、世の中のくらしを保つためのルールなど、様々なものが合わさってできるものです。

そこで本市では、「景観」を次のように定義しています。

- ・人の目で眺め、心にきざむ風景のこと

- ・自然・時間・デザインがつくり、はぐくむもの
- ・全体としての調和と地域らしさ
- ・市民共有の資産
- ・人間活動の総合的表現

景観に対する愛着や想いは、長い時間をかけて少しずつ積み重ねられていくものであるため、長期的な視点で、景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ことが大切です。

(2) 吹田市景観まちづくり条例

市民、事業者、専門家等及び市の相互の協働により、景観まちづくりを進めるため、吹田市景観まち

づくり条例を制定し、平成21年（2009年）4月から施行しています。

景観まちづくり制度の主な内容

景観計画区域	本市全域を景観法の景観計画区域に指定しています。一定規模以上の建築物の建築や外壁の塗り替え、よう壁などの工作物、お店の看板などの屋外広告物などを計画する際には、市との事前協議や届出が必要です。
景観形成地区	特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聴いたうえで、指定します。建築物のデザインや色彩、敷際のしつらえなど地域の特性に合わせた基準を定めることができます。 平成30年（2018年）3月末現在、20地区、約88.7haを指定しています。
景観配慮地区	景観上良好な特性を有する地域や景観に配慮したまちづくりの必要がある地域を指定します。地区特有の基準を定めることができます。 平成30年（2018年）3月末現在、指定した地区はありません。
景観協定	建築物のデザインなどきめ細かなルールについて、土地所有者が締結する協定で、市が認可します。 平成30年（2018年）3月末現在、認可した協定はありません。
景観重要建造物 景観重要樹木	良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を所有者の同意のもと指定します。 平成30年（2018年）3月末現在、指定したものはありません。
景観まちづくり 活動団体	景観まちづくりに自主的に取り組むために、市民が設立した団体を、市が認定します。認定を受けた団体は、専門家のアドバイスなどの支援を受けることができます。 平成30年（2018年）3月末現在、認定した団体はありません。

■ 交通環境対策

(1) 公共交通の利用促進

本市の公共交通は、鉄道・モノレールや路線バスなどが充実し、広域交通の利便性に優れています。快適な都市環境と低炭素社会を実現するために、公共交通の利用促進をはじめとする交通環境対策は、吹田市第2次環境基本計画の重点プロジェクトのひとつとしています。

本市は、公共交通の利便性向上、効率的・効果的な交通サービスの提供を目的として、「吹田市地域公共交通総合連携計画」（平成22年（2010年）3月策定）にて以下に示す目標を掲げ、市内交通事業者と連携した取組を進めています。

基本方針 「公共交通をもっと身边に、もっと便利に、もっとやさしく」

目標	施策メニュー	事業内容
公共交通空白地の解消	バスの運行見直し	既存バスの路線見直しによる公共交通空白地の解消
	乗合交通の導入	定時性・速達性を向上させるための運行経路の見直し 最寄り駅や主要施設へのアクセスと地区内循環を中心とした乗合交通の導入
公共交通の利用環境の質的向上	バス停の使いやすさの向上	誰もが使いやすいバス停施設の整備 地域主体で取り組むバス停の利用環境改善に向けた仕組みづくり
公共交通へのアクセシビリティの向上	鉄道・モノレールとバス・タクシーの乗り換えやすさの向上	交通結節点における乗り換え支援施設の整備 ICカードを利用した乗り換え利便性の向上
公共交通の情報提供の充実	公共交通マップによる情報提供 インターネットによる情報提供	公共交通マップの作成 マップの継続的な配布 インターネットによる情報提供の拡充 路線図、時刻表の配布場所の拡大
地球環境問題への対応	公共交通の利用促進	市民の身近なイベントでのPR 教育機関との連携

(2) コミュニティバス（愛称「すいすいバス」）

本市では、公共交通不便地域の緩和、高齢者等の移動手段の確保等を目的として、平成18年（2006年）12月から千里丘地区でコミュニティバスを運行し、毎年着実に利用者数を増やしています。

なお、運行当初から長年走り続けたバスも老朽化のため、平成28年（2016年）4月より、低燃費で環境にやさしい新型バス3両を導入し、坂道が多い住宅地での排出ガス低減を図ることで、大気環境の改善に努めます。



(3) 公共交通マップ

本市は、市民が公共交通を利用しやすくするため、交通事業者間の連携により、市内のバス・鉄道・モノレール・レンタサイクルなどの情報を掲載した「吹田市公共交通マップ」を2011年版から毎年作成しています。このマップには、主なバス路線や乗り場案内、バスの乗り方や便利なカードについての説明、鉄道駅間の所要時間・運賃、自転車駐車場やレンタサイクルの情報などが掲載されています。



(4) 交通バリアフリー

本市は、バリアフリー新法及び交通バリアフリー法*に基づき、平成13年度（2001年度）から、順次、関係事業者と協力しながら、駅とその周辺でエレベーター・段差のない通路などを整備しています。

本市と豊中市の市境にある北大阪急行桃山台駅での交通バリアフリー化にあたっては、両市が共同で基本構想を作成し、事業者と協議して駅舎やエレベーター・通路等を整備して、周辺住宅地への段差のないルートを確保しました。この取組により、北大阪

急行電鉄（株）、豊中市、吹田市が連名で「第4回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を、平成23年（2011年）1月に受賞しました。

*「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

基本構想策定	整備期間	地区	駅
平成15年4月 (2003年)	平成15年度～	江坂地区	大阪市交通局・北大阪急行江坂駅
		山田地区	阪急山田駅、モノレール山田駅
		吹田・豊津地区	阪急豊津駅、吹田駅、JR吹田駅
平成18年3月 (2006年)	平成18年度～	桃山台地区	北大阪急行桃山台駅
平成18年12月 (2006年)	平成18年度～	千里山・関大前地区	阪急千里山駅、関大前駅
		南千里地区	阪急南千里駅
平成20年3月 (2008年)	平成20年度～	岸部地区	JR岸辺駅
		北千里地区	阪急北千里駅
		万博公園周辺地区	モノレール万博記念公園駅、公園東口駅
平成30年3月 (2018年)	平成30年度～	南吹田地区	JRおおさか東線 新駅

(5) レンタサイクル・自転車駐車場整備

本市は、自動車利用から自転車利用への転換をすすめ、交通量の抑制と温暖化防止に努めています。市内各駅に自転車駐車場を整備し、7つの駅では通勤・通学用にレンタサイクルを用意しています。平成29年度（2017年度）のレンタサイクルの利用者数は、延べ876人でした。

レンタサイクル設置駅

- 大阪メトロ・北大阪急行江坂駅
- 阪急吹田駅
- 阪急豊津駅
- 阪急関大前駅
- 阪急山田駅
- 阪急北千里駅
- 北大阪急行桃山台駅

■ 環境まちづくり

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、工場の建設や大規模開発などの事業を実施する場合に、事業者自らが環境への取組を行うための制度です。

本市は平成10年（1998年）10月から、吹田市環境影響評価条例に基づいて、この制度を実施しています。独自の環境影響評価制度の実効性をより向上させ、市民にとってわかりやすく、事業者にとって取り組みやすい制度へと改正し、名称も、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」に変更して、平成24年（2012年）4月1日から施行しています。

対象としている事業は、道路、鉄道、住宅団地、商業施設など規模の大きい10種類の事業です。

吹田市環境影響評価条例の適用を受けた事業（平成10年10月から平成24年3月まで）

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後監視 終了日 ^{*2}
			開始日 ^{*1}	終了日 ^{*1}	
（仮称）吹田貨物ターミナル駅建設事業	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄精算事業西日本支社	鉄道の建設	平成11年12月27日	平成17年11月30日	平成26年6月27日
（仮称）山田西阪急ビル	阪急電鉄（株）	大規模小売店舗の建設	平成12年1月17日	平成14年3月6日	平成17年1月31日
吹田東部拠点土地区画整理事業	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	土地区画整理事業	平成18年8月30日	平成20年4月30日	平成28年6月30日
（仮称）吹田千里丘計画	関電不動産開発（株）、東京建物（株）	住宅団地の建設	平成19年6月20日	平成22年3月25日	
	新日鉄興和不動産（株）、（株）大京				
	社会福祉法人 博光福祉会				
	（株）長谷工コーポレーション				
	（株）link works、（株）情報企画				
吹田市					

*1 表中の環境影響評価の開始日は実施計画書の受理日を、終了日は評価書又は報告書の受理日を示す。

*2 表中の事後監視の終了日は事後監視報告書の受理日を示す。

吹田市環境まちづくり影響評価条例の適用を受けた事業（平成24年4月以降）

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後調査 終了日 ^{*2}
			開始日 ^{*1}	終了日 ^{*1}	
（仮称）吹田市立スタジアム建設事業	スタジアム建設募金団体	運動・レジャー施設の建設	平成24年4月2日	平成25年9月3日	
（仮称）エキスポランド跡地複合施設開発事業	三井不動産株式会社	商業施設の建設	平成24年6月21日	平成25年12月27日	
（仮称）吹田円山町開発事業	大林新星和不動産	住宅団地の建設	平成27年10月29日	平成29年6月12日	
（仮称）SVH千里丘新築工事	株式会社LIXILビバ	商業施設の建設	平成30年8月10日		

*1 表中の環境影響評価の開始日は提案書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。

*2 表中の事後調査の終了日は事後調査報告書の受理日を示す。

大阪府環境影響評価条例の適用を受けた事業

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後監視 終了日*2
			開始日*1	終了日*1	
大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業	大阪外環状鉄道(株)	鉄道の建設	平成12年12月19日	平成21年8月31日	
吹田市北工場建替事業	吹田市	一般廃棄物処理施設の設置	平成15年2月18日	事業廃止 (事業規模縮小により、府条例の対象外となったため)	

*1 表中の環境影響評価の開始日は方法書の送付日を、終了日は評価書の送付日を示す。

*2 表中の事後監視の終了日は事後監視報告書の受理日を示す。

(2) 環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】

低炭素社会を構築するためには、再生可能エネルギーの導入や、断熱性能の高いエコな住宅や建築物の普及が必要です。そのためには、開発や建築事業において、十分な環境配慮に取り組むことが求められています。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】とは、開発・建築等を行う事業者が事業の構想段階で検討

すべき環境への取組事項を示すものです。吹田市開発事業の手続等に関する条例(すまいる条例)の大規模開発事業者に該当する者は、同条例に基づき届出が必要です。事業者が実施・検討するとして届け出た環境取組の内容は、市のホームページで見ることができます。なお、平成29年度に取組事項の見直しを行い、平成30年4月に平成30年度版に改正しました。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】(平成30年版) 取組事項の概要

工事中の取組 54項目	大気汚染や騒音などの公害防止	建設機械・工事関連車両・工事方法	36項目
	地域の安心安全	警備員の配置、交通安全、防犯など	5項目
	環境に配慮した製品及び工法	省エネルギー機器の採用、廃棄物・建設発生土削減	3項目
	快適な環境づくり	景観・周辺の環境美化など	5項目
	地域との調和	工事説明・苦情対応・周辺の施設への配慮など	5項目
設備・施設等の取組 45項目	地球温暖化対策	建築物の環境配慮制度など	10項目
	ヒートアイランド対策	高反射率塗料の塗布など	2項目
	自然環境・みどり	既存樹木の活用、屋上緑化など	8項目
	水循環	雨水利用、雨水浸透など	3項目
	地域の生活環境	大気・騒音・振動・日照阻害対策など	13項目
	景観	景観形成、屋外広告物など	6項目
	安心安全	災害時対策設備、防犯設備など	3項目

■ 文化財

文化財は、現在および将来の人々の文化の礎となる、国民共有の財産です。歴史的文化的環境を次の世代に引き継ぐことは、持続可能な社会のために、現在の私たちに課せられた務めだといえます。

本市は、吹田市文化財保護条例で歴史、芸術又は

学術などの観点から重要なものを文化財として指定・登録しています。また国や大阪府が指定した文化財についても、一般公開や博物館での解説を通じて、その大切さの理解を広めています。

文化財指定(登録)状況(平成30年(2018年)3月末現在)

文化財保護法	大阪府文化財保護条例	吹田市文化財保護条例
史跡 2	有形文化財 7	有形文化財 9
重要文化財 4	有形民俗文化財 1	有形民俗文化財 7
重要有形民俗文化財 2	無形文化財 1	無形民俗文化財 1
重要無形文化財 1	史跡 1	天然記念物 1
登録有形文化財 23		地域有形文化財 1
登録記念物 2		地域有形民俗文化財 1
		地域無形民俗文化財 4